

手数料一覧

< 性能評価業務 >

JCIA日本建築検査協会株式会社

令和元年10月1日

(単位:円／非課税)*1

評価項目	手数料(円)	備考
・法第20条第1項第一号	510,000	床面積の合計が500㎡以内のもの
・法第20条第1項第二号口	820,000	床面積の合計が500㎡を超え、3000㎡以内のもの
・法第20条第1項第三号口	1,230,000	床面積の合計が3000㎡を超え、10,000㎡以内のもの
・法第20条第1項第四号口	1,530,000	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの
上記建築物の認定に関わる評価	2,050,000	床面積の合計が50,000㎡を超えるもの
上記建築物に特定天井がある場合	+ 510,000	特定天井を有する場合の加算 *2
・令第139条第1項第三号及び 四号口(煙突及び煙突の支線)	820,000	複数基をまとめて申請する場合は、別途、要領を定めています。
・令第140条第2項(鉄筋コンクリートの柱)		
・令第141条第2項(広告塔等)		

*1 消費税は非課税です。計画変更等不明な点はお問い合わせください。

*2 特定天井は、平成25年国土交通省告示第771号第3に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は平成12年建設省告示第2009号第6第3項第八号に定める基準に適合するものである場合のみ、性能評価範囲とします。

備考

- 1) 法第20条第1項第一号、第二号口、第三号口、第四号口及び特定天井(構造安全性能)のうち、既に評価を受けた計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとします。
- 2) 既に認定を受けた構造方法等の軽微な変更として性能評価を受ける場合は、建築基準法施行規則第11条の2の3の第5項第二号に基づき、上表評価手数料の1/10となります。
※令和元年7月1日以降に新規申請を行った案件の軽微変更分については別紙を合わせてご参照願います。
- 3) 第1回委員会以降に取り下げられた場合でも、所定の手数料をいただきます。
また、評価中に、構造上重大な設計変更を行った場合においても、当社で取下げ扱いとさせて頂く場合がありますので、ご注意ください。
- 4) 委員会終了後3ヶ月経っても性能評価提出図書をご提出いただけない場合は、申請取下げ扱いとさせて頂き、性能評価書は発行できなくなりますのでご注意ください。
- 5) 評価終了後に構造上重大な設計変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますので、ご注意ください。

性能評価申請者 殿

一般社団法人建築性能基準推進協会
時刻歴応答解析部会

時刻歴応答解析建築物および工作物の軽微な変更の取扱いに関わるお知らせ

標記の件に関しまして、平成 31 年 2 月 1 日付けで一般社団法人建築性能基準推進協会 H P にてお知らせしましたとおり、建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更について、令和元年 7 月 1 日以降に新規申請（既評価受付済み案件、既認定案件を除く）の申し込みがあった案件を対象に下記の通りの取り扱いとさせていただきますので関係各位にお知らせ致します。

なお、個別案件の取り扱いにつきましては、お申し込み頂く性能評価機関へお問い合わせ頂くようお願い致します。

記

1. 手数料額算定の考え方

建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料については、次の（1）から（3）までの規定で算定する。なお、（1）のいずれかの項目が 1 項目でも軽微でない通常変更に該当する場合（例えば、すべての免震材料を異なる材料に変更する、すべての柱断面を危険側に変更する等）は、従前の運用のとおり、1 申請の通常変更とする。また、工作物の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料についても同様とする。

（1） 変更する部位、部材を次の①から④までのカテゴリーに区分する。

区分	部位、部材	説明
軽微な変更区分①	柱、大梁、耐力壁、ブレース、柱梁接合部に関する部分	例えば、柱の継手位置変更も①に該当、柱頭免震の 1 階柱は①に該当
軽微な変更区分②	免震材料、制振部材その他これらに類する特殊な装置に関する部分	例えば、免震材料の取付部も②に該当
軽微な変更区分③	基礎、杭、地盤改良に関する部分	例えば、基礎梁開口は③に該当
軽微な変更区分④	①から③までに示す部分以外の部分	例えば、次のような部分 ・スラブ、間柱、小梁、非耐力壁、外装材、擁壁、屋根板、塔屋、設備架台等の 2 次部材に関する部分 ・意匠上の算定方法の変更による床面積、建物高さの変更、柱状図の変更 ・その他、変更に関する検討を部会等で審査するのみで、別添(部材等)が変わらない変更

（2） 変更する部位、部材について、（1）の各区分に該当する部位、部材が 1 つでもあれば、該当する区分数を申請数とする。1 申請分の手数料に当該申請数を乗じた額を手数料とする。なお、1 申請分の手数料は、従前どおり、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の 1/10 とする。

（3） 例えば、次の条件の内容について、（1）及び（2）の規定を適用して軽微な変更を申請する場合は、（1）の①及び②に該当し、「述べ面積に応じた手数料額×1/10×2 申請＝¥1,210,000×1/10×2＝¥242,000」となる。

- ・建築物の延べ面積：8000 m²
- ・柱 2 本の断面を変更（（1）の①に該当）
- ・免震材料取付部のアンカーボルト径を変更（（1）の②に該当）

以上